

第3回 鳴門市・北島町浄水場共同化協議会 議事要旨

1 委員紹介

- ・ 委員紹介を行った。人事異動により、委員2名が交代した。

2 会長あいさつ

- ・ 事務局の紹介の後、第3回 鳴門市・北島町浄水場共同化協議会（以下、「協議会」という。）の開催にあたって、協議会会長の鳴門市公営企業管理者 山内企業局長が挨拶を行った。

3 議事

(1) 鳴門市・北島町共同浄水場整備事業について

- ・ 2017年8月に協議会を設立して以降、鳴門市と北島町で共同浄水場の建設に向けて検討してきた経緯を説明した。
- ・ 共同浄水場の基本設計の検討結果等について、浄水場の施設能力、浄水処理方式、用地取得に関する事項について、配布資料を用いて説明した。
- ・ このうち、共同浄水場の施設能力は、全面供用開始時の51,000m³/日とし、今後、最新の実績を用いて需要予測を行うため、計画浄水量は増減することなどを想定し、施設能力は51,000m³/日+ α で発注を検討することとする。
- ・ また、浄水処理方式は、浄水処理の性能及び経済性を考慮し、現在と同じ旧吉野川の表流水を原水とする共同浄水場では、現行と同じ浄水処理方式である「凝集沈殿+急速ろ過」とする。
- ・ 用地取得に関しては、共同浄水場整備事業のコスト削減等の効果が期待できることから、用地購入を進めていくこととする。
- ・ 共同浄水場整備事業の概略工提案を示した。2021年度に工事着手し、2028年度に全面供用開始を目標とする。ただし、関係機関との協議などにより、工程は変更することがある。

○ 質疑応答

- ・ Q. 県を越えた2つの事業者が共同で建設したありあけ浄水場に視察にいらしているが、その課題や利点などが整理できていれば教えてください。
- ・ A. ありあけ浄水場は、福岡県大牟田市と熊本県荒尾市が共同で整備・運営した浄水場であり、視察では、2事業者による共同事業が成功に至った要因や合意形成の方法、事業の進め方のほか、最新設備の浄水場見学により新たな知見を取得できたことに加え、視察先の事業者と関係を築くことができた。
- ・ Q. 浄水ロスとはどのような意味ですか。
- ・ A. 浄水ロスは、浄水場内で沈澱池の排泥やろ過池の洗浄水などの作業用水や、場

内給水などの雑用水など、浄水場を運営し、浄水処理を行うために必要な水量であり、需要予測で求めた必要給水量とは別に必要な水量である。

- ・ Q. 共同浄水場の施設能力が $51,000\text{ m}^3/\text{日} + \alpha$ となっているが、 $+\alpha$ とは何か。
- ・ A. 現時点では施設能力を $51,000\text{ m}^3$ としているが、最新の実績を用いて水需要予測を行い再計算すると変動することがあるため、プラスアルファとしている。
- ・ Q. 浄水処理方式で、膜ろ過も検討した中で急速ろ過を採用した理由は。
- ・ A. ラボ実験等の結果をもとに、原水水質への対応性、経済性に加えて、この処理方式に対するノウハウや経験があることなど、総合的に考慮の上、採用した。
- ・ Q. 浄水処理方式の比較検討で、経済面では凝集沈殿+急速ろ過に比べて、凝集沈殿+膜ろ過や凝集+膜ろ過の評価が低いが、どの程度の差があるのか。
- ・ A. トータルコストで約5割増しとなります。
- ・ Q. 粉末活性炭処理を設ける、とのことであるが、1年でどのくらい使用頻度があるのか。また、粒状活性炭処理ではなく、粉末活性炭処理を採用した理由は。
- ・ A. 現在は、何年かに1回程度の頻度でかび臭が発生している。粒状活性炭処理は、毎日活性炭処理を行う場合に採用することが一般的で、使用頻度が低い場合は、コストが割高になるため、本事業においては粉末活性炭処理を採用した。
- ・ Q. 最近発生した北海道の地震では、液状化や大規模な停電が発生したが、基本設計のなかでどのような対策を考えているか。
- ・ A. 液状化危険度が高い地域に該当するため、液状化対策は必須と考えており、既存施設の同様の対策を基本として液状化対策を考えた浄水場とする。また、停電に対しては、現在の非常用自家発電設備は非常に古いため、共同浄水場の建設にあわせて最新の非常用自家発電設備を整備することを考えている。
- ・ Q. 用地取得に関して、現時点でどの程度のコスト削減や工期の縮減を見込んでいるのか。
- ・ A. 新規取得用地に、新浄水場の一部を配置できれば、既存用地を使う場合に比べて、切り替えに必要な工事費の削減と、これに必要な工期の短縮が期待できる。
- ・ Q. この用地以外に用地を取得することはありますか。
- ・ A. 今回取得を予定している用地は、鳴門市の送水管の布設を目的として、用地交渉を行う過程で取得できることになったもので、現時点では、これ以外の用地取得については考えていない。

- ・ Q. 工程表に示した工期はどのように算定したのか。
- ・ A. 既存の鳴門市浄水場の用地内で更新する場合の基本設計を行い、段階施工方式による工事期間を試算して工期を算定した。

- ・ Q. この工程は既存用地における更新のようであるが、用地を新たに取得できた場合、この工程は変更することはあるのか。
- ・ A. おそらく変更になる可能性が高いと考えている。

- ・ Q. 段階施工方式による場合、半系列供用開始から全面供用開始するまで間の維持管理費について、北島町も負担することはあるのか。
- ・ A. 一部供用開始から全面供用開始までの期間は、鳴門市側だけに水を送ることになる。このため、鳴門市への配水のみであるため、鳴門市が費用の負担することが妥当と考えている。

(2) 鳴門市・北島町浄水場カードの配布について

- ・ 鳴門市と北島町では、浄水場共同化に向けて事業を進めているなかで、それぞれの浄水場をわかりやすくお伝えすることなどを目的として、浄水場カードを作成した。
- ・ 協議会終了後、カードの配布を開始し、ウェブサイトにおいても浄水場カードの情報を公開する。

○ 質疑応答

- ・ Q. 浄水場カードの全国的な事例はありますか。
- ・ A. 浄水場カードの作製状況を管理している団体がいないため、正確な情報はわからないが、東北地方や静岡県などで作製している事例がある。徳島県内では初めての取り組みである。

(3) 今後の予定

- ・ 今回の決定事項に基づき、用地取得をした場合も含めて基本設計を進めていく。
- ・ 事業実施における官民連携を含む発注方式、費用負担割合の検討などを進めていく。
- ・ 次回の協議会の開催について、年明け1月の開催を予定しており、幹事会は随時開催する。

4 議事の承認について

- ・ 議事(1)、(2)について異議無しのため、承認されたものとする。

5 その他

- ・ 共同浄水場と直接関係はないが、災害が発生した場合の対応について、共同でできることを考えるなかで、応急給水活動のために、鳴門市と北島町で、給水車を共同配備することについて、前向きに考えていくこととし、まずは、給水車の共同配備に向けた研究を進めていくこととする。